

その他 公共図書館部会規程の改正予定について

2021. 3. 2 公共図書館部会事務局

公共図書館部会規程の第9条の幹事の任期と、第12条の代議員選出規定について、通則規程との整合性及び代議員数の変動があるため、それらを改善するため規定を改正する。当面、2021年度部会幹事会及び部会総会で改正提案をし、承認を得たのち、直近開催の理事会で承認を得て改正する。

今後の規程改正予定 1	各活動部会の役員任期の規定について
規程名	当該条項
活動部会 通則規程	(部会長及び役員の任期) 第11条 部会長及び役員の任期は、定款第34条の規定を準用し、本法人の役員と同一とする。 2 部会長及び役員は、 <u>2回まで再任されることができる。</u> ただし、相当の理由ある場合は、この限りではない。
公共図書館 部会規程	(幹事の任期) 第9条 幹事の任期は、定款34条の規定を準用し、本法人の役員と同一とする。 2 <u>幹事は、3回まで再任されることができる。</u>
短期大学・ 高等専門学校図 書館部会規程	(役員の選出・任期) 第8条 5 部会の役員の任期は、 <u>原則として2ヵ年とし、2回まで再任されることができる。</u> ただし、相当の理由がある場合は、この限りではない。
大学図書館 部会規程	(役員の任期) 第7条 <u>役員の任期は、2年とする。</u> 但し、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
学校図書館部会 規程	(部会役員選出方針及び再任) 第7条 2 部会役員は、 <u>2回まで再任されることができる。</u> ただし、 <u>部会の事情等相当の理由がある場合は、この限りではない。</u>
専門図書館部会 規程	(専門図書館部会の役員の任期) 第10条 <u>専門図書館部会の部会長その他の役員の任期は2年とする。</u> 2 <u>部会長その他の役員は、2回まで再任されることができる。</u> ただし、 <u>相当の理由がある場合は、その限りではない。</u> 3 補欠により選出された役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

図書館情報学教育部会規程	(部会役員の任期) 第8条 部会役員の任期は本法人の定款第34条に準じたものとする。 2 <u>同一役職の役員を連続して務める際の再任は、2回までとする。</u> 3 部会長を務めた者が、連続して次の期に幹事となることはできない。
--------------	--

公共図書館部会規程の幹事任期について、部会通則及び他の部会規程とで齟齬をきたしている。(「2回まで再任されることができる。ただし、相当の理由がある場合は、その限りではない。」(部会通則規程)等に比べ部会規程が「3回まで再任されることができる。」としている。)これを修正するため、次の改正を行う。

改正案「2 部会長その他の役員は、2回まで再任されることができる。ただし、相当の理由がある場合は、その限りではない。」

今後の規程改正予定 2

各活動部会代議員選出規定と公共図書館部会規程について

2021.3.2

各活動部会名	該当規定	備考														
公共図書館部会	(協会代議員の推薦) 第12条 本法人の代議員選挙規程第19条の規定により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は各地区からの推薦を得て、幹事会の承認を経て本法人の選挙管理委員会に推薦する。 2 部会長は、代議員候補者の推薦にあたり、各地区の施設等会員選出幹事に、各地区施設会員の会員数に鑑みて、別表2により必要候補者数を依頼する。 3 前項により推薦した代議員が欠けた場合には、部会長は、当該代議員が欠となる地区から速やかに補欠の候補者を推薦するものとする。	別表2 (第12条2の規定による) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>地区別</th> <th>代議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北日本</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>関東甲信越静岡</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>東海北陸</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中国四国</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>九州沖縄</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在 13名選出</p>	地区別	代議員数	北日本	2	関東甲信越静岡	3	東海北陸	2	近畿	2	中国四国	2	九州沖縄	2
地区別	代議員数															
北日本	2															
関東甲信越静岡	3															
東海北陸	2															
近畿	2															
中国四国	2															
九州沖縄	2															
短大・高専図書館部会	なし	規定必要 現在 2名選出														
大学図書館部会	なし	規定必要 現在 7名選出														
学校図書館部会	(本法人代議員の推薦) 第14条 本法人の代議員選挙規程第19条の規程により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は、幹事会の承認を経て、本法人の選挙管理委員会に推薦する。	現在 1名選出														

	2 前項により選任された代議員が欠けた場合には、部会長は、前項同様の手続きにより速やかに補欠の候補者を推薦するものとする。	
専門図書館部会	なし	規定必要 現在2名選出

公共図書館部会は、代議員の選出数を第12条2の規定による別表2で13名としている。2021年1月31日現在の公共図書館部会の施設会員数は1185である。日本図書館協会定款は第13条で「(代議員) 第13条この法人に代議員を置く。代議員は、概ね正会員100人の中から1人の割合をもって選出されるものとする(小数点以下の端数が生じた場合は、原則として切り上げる)。とあり、それで計算すると12名の代議員選出となる。部会規程で代議員数を明示しているが、今後施設会員数の増減により規程改正が必要になる。この煩雑さをさけるため、部会規程第12条の「2 部会長は、代議員候補者の推薦にあたり、各地区の施設等会員選出幹事に、各地区施設会員の会員数に鑑みて、別表2により必要候補者数を依頼する。」を「2 部会長は、代議員候補者の推薦にあたり、各地区の施設等会員選出幹事に、理事会から依頼された代議員の必要候補数を各地区施設会員の会員数に鑑みて、依頼する。」とする。